

補助金の見直し方針

羽 島 市

目 次

| | |
|---------------------------|---|
| 補助金の見直しについて | 1 |
| 1 補助金のあり方 | 1 |
| 2 新たな補助金制度の構築 | 2 |
| 3 補助金事務執行にあたっての留意事項 | 2 |
| | |
| 補助金交付基準 | 4 |
| | |
| 総合評価の方法 | 6 |
| | |
| 補助金見直し判断基準 | 7 |

補助金の見直しについて

1 補助金のあり方

羽島市が交付する補助金の考え方は、次のとおりです。

(1) 条例に基づく補助金

条例により定められた補助金は、市の政策的な目的に基づいて支出されています。今後、政策の見直しを行う中で、併せて補助内容の見直しを図っていく必要があります。

(2) 団体運営費補助金

従来から数多くの団体に対して、運営費に対する補助金が継続されてきていますが、団体の自立を促すとともに、補助内容の適正化を図る必要があります。このため、団体運営費補助金は、原則として廃止し、今後も必要なものは事業・活動に着目した事業・活動補助金に切り替えていくことが必要です。

ただし、以下に掲げる特に公共的・公益的な活動を行う団体は、その団体の存続が不可欠であり、かつ代替すべき団体がないたため、その他の団体と区別し、運営費に対する補助を継続できることとします。

- 1) 外郭団体・・・市が行政目的の達成のために設立した団体
- 2) 公益的団体・・・行政に代わって公共的な業務を行う団体

また、公益性が認められる新しい団体の設立に際しては、その多くが初期の段階では組織力・運営基盤が弱いことから、自立するまでの一定期間(一般に3年程度と考えられる)に限り、運営費に対する補助を認めることとします。

団体運営費補助においては、各団体の事業運営が、適切かつ効率的に実施されるように、団体内部において監査役員を設けることとし、団体の運営についての透明性を確保することが必要です。

(3) 事業・活動補助金

事業・活動に対する補助については、毎年同一の事業に対する補助を続けるという考え方ではなく、現時点において、真に効果があり、広く市民に効果が波及するような事業・活動に対して補助することが必要です。

このため、事業内容、補助金の使途について精査することが必要です。事業内容については、公共的な目的に対し、効率的に費用が使われていることが必要です。

また、先見性、発展性、戦略性が認められる事業・活動や、羽島市の将来のまちづくりにとって重要な役割を果たす以下に掲げる事業・活動については、積極的な評価を行います。

- 1) 市民協働を進めていくために必要な事業・活動
- 2) 政策として重点的に進めることが必要な事業・活動
- 3) 行政に代わって実施されている公共的な事業・活動

補助金の使途については、補助対象経費とそれ以外の経費を明確に区分した上で、補助対象経費に対する補助金の割合は、原則として50%以内とします。ただし、上記の事業・活動については、その特性を考えて個別に判断をしていきます。

(4) 利子補給金

利子補給金は、市の政策的な目的に基づき制度化された融資制度の利子に対する助成です。投資額に比べて、助成する額が小さいことも考慮に入れながら、今後の新たな投資に対する利子補給率の見直しを中心とした制度の再検討をしていく必要があります。

2 新たな補助金制度の構築

新たな補助金制度の構築にあたっては、「補助金交付基準」、「補助金見直し基準」、「見直し審査機関の設置」の3つの策定を柱とします。

補助金交付基準

地方自治法では、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と定められていますが、公益上必要かどうかの判断は、客観的で妥当性があるものでなければなりません。この視点に基づいて検討を行い、多種多様な補助金について公平な審査ができる「補助金交付基準」を別添1のとおり策定します。

補助金見直し判断基準

補助金の交付期間は原則として単年度ですが、その補助目的に応じて継続が必要となる場合においても、単純な延長とならないために終期を設定します。このため補助金の交付期間を最長3年と設定して、すべての補助金をその期間内に一旦廃止し、さらに継続が必要なものについては、改めて審議することとします。

このことから、補助金交付基準で行った評価に基づき、継続、見直し、廃止などを定める「補助金見直し判断基準」を別添2のとおり策定します。

見直し審査機関の設置

今後、補助金制度が、既得権や前例にとらわれない客観性と公平性が確保できる制度として確立していくためには、第三者審査機関(「羽島市補助金等検討委員会」)を設置して、補助金交付の適否や使途の妥当性を客観的に審査する必要があります。

3 補助金事務執行にあたっての留意事項

補助金事務の執行にあたっては、次のことについて、今まで以上に留意して進める必要があります。

(1) 補助金の効果の確認

補助金を受けようとする団体は、羽島市補助金等交付規則に定められた申請書や、予算書、決算書、事業計画書及び事業実施報告書などを提出するほか、適正な事務処理を行う必要があります。

市は、補助事業が終了した段階で、その補助内容が適切かつ妥当なものであるかを審査します。この場合において、補助金の効果についても十分に確認していきます。

(2) 補助金の公表

市から交付されている補助金の多くは、市民の税金を財源としており、その用途を明確にする必要があります。このため、個人情報保護しつつ、広報・ホームページ等で補助金の内容や金額について情報開示を行うことにより、説明責任を果たす必要があります。

(別添1)

補助金交付基準

1 公共的な目的に使われること

事業の目的、内容が羽島市の社会的・経済的な発展に寄与し、かつ市民の共感が得られること。

市民の福祉向上の増進に寄与が認められること。

受益者が特定の者に限定されず、かつ社会的に支援を必要とするものであること。
行政と市民の役割分担から見て、真に補助すべき事業・活動であること。

2 効率的に費用が使われること

交付金額に対して、それに見合う以上の効果（費用対効果）があること。

3 将来に向けて可能性があること

事業活動の発想や着眼点に、先見性、発展性、戦略性などが見られること。

羽島市の進めるべきまちづくりの方向性に沿った事業・活動であること。（市民協働を進めていくために必要なもの、政策として重点的に進めることが必要なもの、行政に代わって実施されている公共的なものなど）

新規の事業で市勢の発展につながるものであること。

4 的確に執行されていること

団体等における会計処理が適正であること。

団体等における補助金収入の割合が適正であること。

ア 団体構成員から会費を徴収するなど、自主財源の確保に努めていること。

イ 団体等の決算における繰越金の額が補助金の額を超えていないこと。

ウ 団体等の補助対象経費に対する補助金の割合が原則として50%以内とすること。

事業目的に応じ、補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分されていること。

(1) 次に掲げる経費は補助対象外とする。

ア 宿泊を伴う視察や、慰労を目的とした研修の経費

イ 飲食費（弁当代、懇親会など）や演芸鑑賞会などの経費

(2) 次に掲げる経費は団体運営費補助金を除き、補助対象外とする。

ア 団体運営費（会議費や事務費、施設管理費など）

イ 団体に雇用する職員の人件費（臨時雇用を除く）

ウ 他の団体へ行う迂回助成部分

新規の団体運営費補助金については、自立するまでの3年以内であること。

事業・活動補助金については、見直し又は新設から3年以内であり、かつ事業目的を達成するに至っていないこと。

補助金交付基準による評価総括表

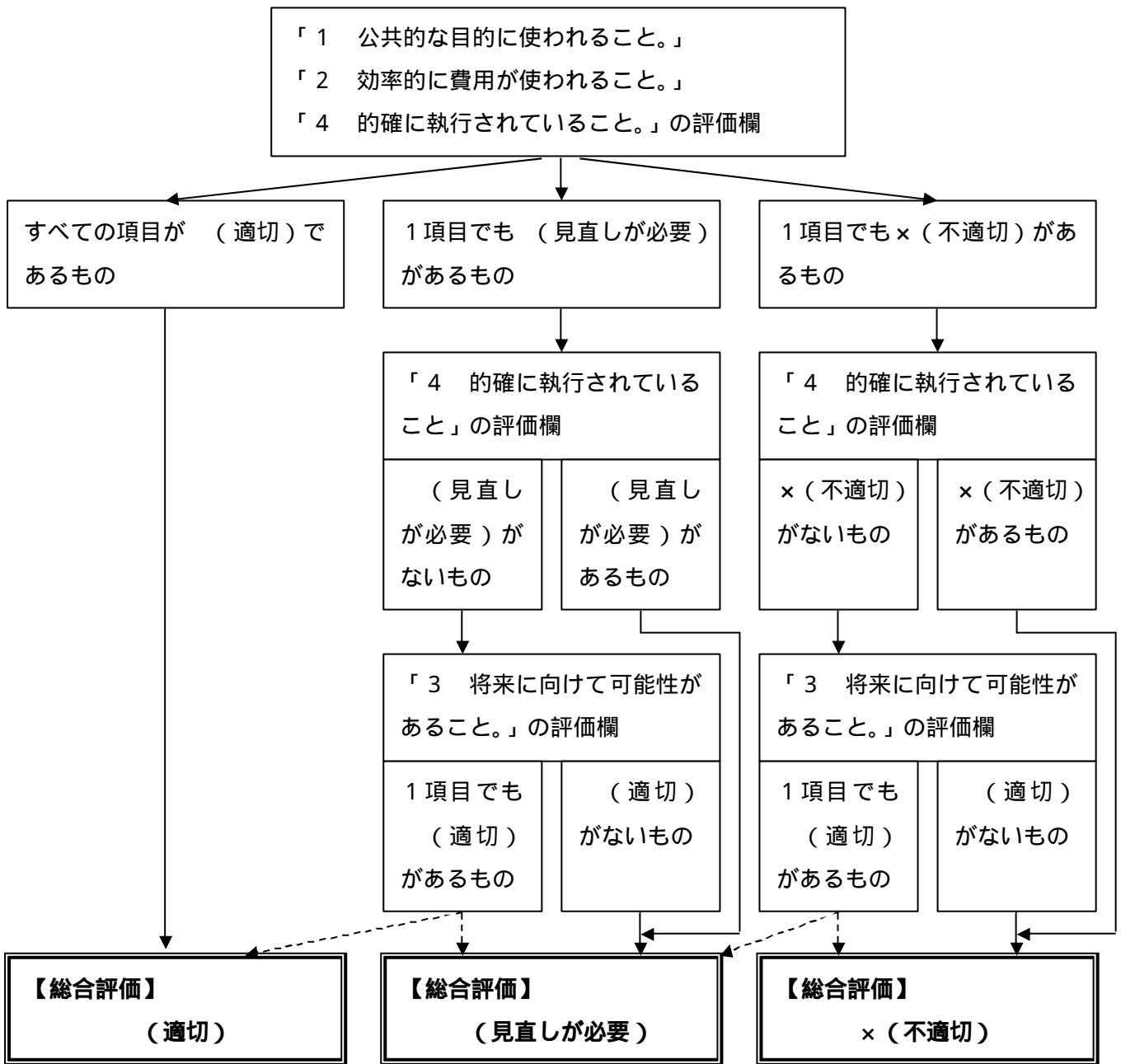
補助金等の名称：() 性質別区分()
 性質別区分には、条例、団体運営費、事業・活動、利子補給金、その他のいずれかを記入してください。
 担当課・室()

| 基準の観点 | 評価 | 判断の基準となった理由 |
|--|-----|-------------|
| 1 公共的な目的 に使われること (社会的ニーズ、 公平性、市民協働) | | |
| | | |
| | | |
| 2 効率的に費用 が使われること | | |
| 3 将来に向けて 可能性があること (創造性、まちづ くりの方向性) | | |
| | | |
| 4 的確に執行 されていること | | |
| | | |
| | ア | |
| | イ | |
| | ウ | |
| | | |
| | (1) | |
| | ア | |
| | イ | |
| | (2) | |
| | ア | |
| | イ | |
| | ウ | |
| | | |
| | | |
| 総合評価 | | |

注(1) 評価欄には、(適切) (見直しが必要) ×(不適切)を記入。

注(2) 上記交付基準に一律に当てはめることが適当でないものについては、別途補助金等検討委員会において審査します。

総合評価の方法



団体運営費補助金を継続することができる外郭団体及び公益的団体については、以下の基準を緩和します。

- ・ 「4 的確に執行されていること」の「 団体等における補助金収入の割合が適正であること。」のうち、「イ 団体などの決算における繰越金の額が補助金の額を超えていないこと。」及び「ウ 団体等の補助対象経費に対する補助金の割合が原則として50%以内とすること。」
- ・ 「4 的確に執行されていること」の「 事業目的に応じ、補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分されていること。」の「(2) 次に掲げる経費は事業の執行内容を個別に判断し、補助対象外とする。」のうち「ア 団体運営費(会議費や事務費、施設管理費など)」、「イ 団体に雇用する職員の人件費」及び「ウ 他の団体へ行う迂回助成部分」

事業・活動補助金のうち、「市民協働を進めていくために必要な事業・活動」、「政策として重点的に進めることが必要な事業・活動」や「行政に代わって実施されている公共的な事業・活動」は、個別に判断することとします。

総合評価のランクをアップする場合は、「3 将来に向けて可能性があること」の評価を基に、「1 公共的な目的に使われること」及び「2 効率的に費用が使われること」の評価を併せて判断します。

(別添2)

補助金見直し判断基準

1 継続するもの

補助金交付基準の総合評価で (適切) のもの
債務負担行為などで市の負担が決定しているもの

2 事業内容を見直しするもの

補助金交付基準の総合評価で (見直しが必要) のもの

3 廃止するもの

補助金交付基準の総合評価で × (不適切) のもの

(別途)

今後とも継続的に補助金の統廃合等を検討していくもの

団体運営費補助金については、補助金の位置づけを明確にするため、同一団体一事業を原則とし、複数の補助金を受けている場合には統合を検討していきます。

類似した補助金は、事業内容の調整及び効率的な実施を図るため、原則として統合を検討していきます。

上部団体等への一括補助で、その団体を構成する個別の団体に対して補助を行うことにより、その事業内容が明らかとなる場合には、分離を検討していきます。